

八戸工業大学工学部機械情報技術学科

蒼峰会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八戸工業大学工学部機械情報技術学科蒼峰会（以下「本会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連絡並びに親睦を図り、会員の隆盛発展と併せて本学科の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、本部を八戸工業大学工学部機械情報技術学科(青森県八戸市大字妙字大開 88-1) に置く。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- 1.会報、会員名簿の発行および配布
- 2.親睦会等の開催
- 3.その他、本会の目的達成に必要と認められる事項

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、下記の会員によって構成する。

- 1.正会員 八戸工業大学機械工学科、産業機械工学科、機械情報技術学科卒業生
- 2.特別会員 八戸工業大学機械工学科、産業機械工学科、機械情報技術学科現旧職員

第6条 会員は、姓名、職名、勤務先および住所などに変更があった場合は速やかに本会に連絡するものとする。

(役員)

第7条 本会に、下記の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 2名 および各支部長 1名
- 3.幹事長 1名
- 4.幹事 各期ごとに若干名
- 5.会計 2名
- 6.監査 2名

本会は、必要に応じて役員に対し旅費の補助を支弁する。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、幹事長、幹事、会計、および監査は、総会において選出する。新幹事は、卒業年度毎に若干名を適宜な方法により選出する。

支部長は、各支部で選出し、本会の副会長を兼ねる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。任期満了の場合は、後任者の選出までその任務を行うものとする。

(役員任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

幹事長は、本会の業務を統括遂行する。

幹事は、本会の業務の運営に当たり、会務を分筆する。

会計は、本会の資産を管理する。

監査は、会計を監査する。

### 第3章 顧問

(顧問)

第11条 本会に顧問および名誉顧問を若干名置くことができる。

(顧問の選任)

第12条 本会のために特に功労のあった者を、総会の議を経て会長がこれを委嘱するものとする。

(顧問の任期)

第13条 会長の委嘱期間とする。

(顧問の任務)

第14条 顧問の、重要会務について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第15条 役員会は、会長が必要と認めたとしき随時これを召集することができる。

総会は、原則として毎年一回会長が召集する。但し、役員会をもってこれに代えることができる。

(総会の任務)

第16条 総会は、下記の事項を提案し、議決を行う。

- 1.事業計画および予算の決定
- 2.会務報告および決算の承認
- 3.その他重要事項

(総会の議決)

第17条 議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

### 第4章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、平成13年3月卒業生までの終身会費、寄付金および利子をもって賄う。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(監査)

第20条 監査員は、決算時に監査をする。ただし、必要に応じて随時監査することができる。

(監査報告)

第21条 監査員は、毎年一回総会において、監査の結果を報告するものとする。

### 第5章 支部

(支部)

第22条 本会には、総会の決議を経て支部を置くことができる。

第23条 支部に関する規定は、総会の議を経て別にこれを定める。

第24条 本会会則の改正ならびに詳細は、総会の議決を必要とする。

本会会則は、平成元年4月1日より実施する。

本会会則は、平成4年4月1日より実施する。

本会会則は、平成10年12月21日より実施する。

本会会則は、平成16年4月1日より暫定とし、次回総会および役員会で審議実施する。

本会会則は、平成17年4月1日より実施する。